

受講者  
募集!

平成29年度

# 「岐阜県木造建築マイスター」 養成講座開催のお知らせ

岐阜県木造住宅アドバイザー・建築士対象

## ■開催日(計6日間)

平成29年10月20日(金), 11月14日(火), 11月27日(月), 12月20日(水),

平成30年1月30日(火), 2月14日(水)

非住宅分野の木造建築に取りかかる  
きっかけを提供する講座です。



近年、大中規模施設の木造化や木質化の需要が高まっていることから、木造建築に携わる建築士の養成や確保が求められています。

岐阜県では、木造住宅や非木造建築物に携わる建築士の方が非住宅分野の木造建築に取り組むきっかけとなるよう、今年度から新たに「岐阜県木造建築マイスター養成講座」を実施することになりました。

非住宅分野の木造建築物に興味がある岐阜県木造住宅アドバイザーの方、建築士の方の積極的な応募をお待ちしております。

主催：岐阜県林政部県産材流通課

\*養成講座の内容や受講資格などについては裏面をご覧ください。

**【講座日程】** お申し込みは対象講座全てに出席できる方に限ります。

開催時期	時間	タイトル	講師(予定)
平成29年 10月20日 (金)	10:00~10:20	開講式	県産材流通課長
	10:20~11:30	■岐阜県の森林・林業の概要 ■県産材の利用拡大施策概要	県産材流通課消費対策係
	12:30~16:00	木材の特性と強度試験の体験	岐阜県立森林文化アカデミー 教授 吉野安里氏
	16:00~16:30	模擬コンペ(非住宅分野の木造建築物)の説明	県産材流通課及びアカデミー講師
平成29年 11月14日 (火)	9:00~12:00	木造住宅の耐震と構造計画の基本	岐阜県立森林文化アカデミー 准教授 小原勝彦氏
	13:00~16:00	住宅の温熱性能と省エネ計画	岐阜県立森林文化アカデミー 准教授 辻充孝氏
平成29年 11月27日 (月)※	9:30森林文化アカデミー集合、16:40森林文化アカデミー着		
	現地研修① ※貸切バスで移動 <研修先> 木材市場の見学(東海木材相互市場サテライト美並)~県産材キットハウスの見学(親和木材工業(株)大和展示場) ~製材加工工場の見学(本庄工業(株)郡上やまと工場、長良木材事業協同組合)		
平成29年 12月20日 (水)	9:00岐阜県庁集合、17:30岐阜県庁着 現地研修②&講義 ※貸切バスで移動予定		
	9:30~12:00	視察①「みんなの森ぎふメディアコスモス」 講義①	伊東豊雄建築設計事務所 設計担当者 庵原義隆氏
	14:00~16:00	視察②「森山学園保育園 遊戯室」 講義②	(有)アーキ・キューブ 代表取締役 大石佳知氏
平成30年 1月30日 (火)	9:00~12:00	法令の動きと法令対応製品の開発状況	桜設計集団一級建築士事務所 安井昇氏
	13:00~16:30	模擬コンペ(非住宅分野の木造建築物) ※受講者による発表	講師及び県産材流通課長
平成30年 2月14日 (水)	9:00~12:30	木造住宅の計画設計法	Ms建築設計事務所/MSD 岐阜県立森林文化アカデミー 客員教授 三澤文子氏
	13:30~15:30	講師・受講者を交えた全体討議	講師及び県産材流通課長
	15:40~16:10	認定式	県産材流通課長

※「岐阜県木造住宅アドバイザー」の認定を受けている方は11/27の現場研修①は自由参加です  
※当講座は、建築士会のCPD制度の認定プログラム対象となるよう調整中です。

**【受講資格】** 申し込み時点で、次の条件をすべて満たす方

- ① 岐阜県内に現在居住している方、又は県内に本社若しくは営業所がある法人等に属している方  
(個人事業主を含む)
- ② 県産材を利用した木造建築物(木造住宅を含む)に関わる提案や相談などの活動を行っている、  
もしくは行おうとしている方
- ③ 建築士法に規定する建築士の資格を有する方
- ④ 「岐阜県木造住宅アドバイザー」に認定されている方又は非住宅分野の建築物の設計に10年以上  
従事している方
- ⑤ 県が作成し県民へ公開する認定者リストへ連絡先等の情報掲載を承諾する方

**【開催場所】** 岐阜県立森林文化アカデミー(美濃市曾代88番地) ※一部現地研修あり

**【受講料】** 無料

**【募集人数】** 15名程度(先着順)

**【申込期間】** 平成29年9月1日(金)~10月6日(金) ※当日消印有効

**【申込方法】** 申請書に、「建築士の資格証の写し」、「顔写真1枚」を添えて、  
県庁県産材流通課まで郵送でお申し込み下さい。

<郵送先>

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 林政部県産材流通課

※認定に関する要領や申請書の様式は、  
岐阜県県産材流通課のHPからダウンロードするか、  
県産材流通課へお問い合わせください。

岐阜県木造建築マイスター

検索

申込・お問い合わせ先…岐阜県庁県産材流通課消費対策係  
<TEL>058-272-8487 (直通) <E-mail>c11545@pref.gifu.lg.jp

## 「岐阜県木造建築マイスター」認定要領

平成29年8月31日県流第386号

### (趣旨)

第1条 近年、非住宅分野の建築物の木造化や木質化を求める動きが加速しているが、木造建築物の設計や建築を担う人材が不足しており、木造建築物に携わる建築士の養成や確保が求められている。

そこで、木造住宅または非住宅分野の建築物の設計に関して実務経験を有する建築士を対象に、非住宅分野の木造建築物についての技術・知識の向上を図るため研修を実施し、「岐阜県木造建築マイスター」(以下、「マイスター」という。)として認定することで、木造建築物に携わる建築士の養成や確保を図るとともに、県内の林業・木材産業の活性化を目指す。

### (マイスターの活動)

第2条 マイスターは、次の活動を行うものとする。

- (1) 県民への県産材利用の普及・啓発
- (2) 県産材を活用した非住宅分野の建築物の木造化や木質化の提案・相談
- (3) 県産材利用推進活動に係る県との協働活動

### (申請資格)

第3条 マイスター認定の申請資格は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 県内に現在居住している者又は岐阜県内に本社若しくは営業所がある法人等に属している者(個人事業主を含む。)
- (2) 県産材を利用した木造建築物(木造住宅を含む)に関わる提案や相談などの活動を行っているか、行おうとしている者
- (3) 建築士法に規定する建築士の資格を有する者
- (4) 「岐阜県木造住宅アドバイザー」(以下「アドバイザー」という。)に認定されている者又は非住宅分野の建築物の設計に10年以上従事した者
- (5) 県が作成し県民へ公開する認定者名簿に、連絡先等の個人情報公開を承諾する者

### (認定方法)

第4条 知事は、前条の認定資格を有する申請者のうち、県が実施する「岐阜県木造建築マイスター」養成講座(以下「養成講座」という。)を修了した者をマイスターに認定するものとする。ただし、知事が適当と認める者は、養成講座の受講を免除することができる。

- 2 養成講座の修了とは、県が必要と定めた講義と現地研修の全ての受講が条件である。ただし、都合により現地研修のみが受講できなかった場合は、次年度に現地研修を受講した場合に限り、マイスターに認定することができるものとする。また、アドバイザーに認定されているものは一部現地研修の受講を免除することができる。
- 3 知事は、認定者に対し、別に定めるマイスター証及び認定証を交付するものとする。

### (認定等申請)

第5条 養成講座の受講及び認定を受けようとする者は、岐阜県木造建築マイスター養成講座受講申込書兼認定申請書(別記様式1)を知事に提出するものとする。

(有効期間等)

第6条 認定の有効期間は、認定があった日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

- 2 マイスターの認定期間は3年間延長できるものとし、延長を希望する者は、有効期間満了の30日前までに岐阜県木造建築マイスター認定期間延長申請書(別記様式2)を知事へ提出するものとする。
- 3 知事は、前項の申請を受理したときは、その申請者の県産材利用普及活動等の実施が認められる場合に、延長を認めるものとする。

(認定者名簿への登録・抹消・管理)

第7条 知事は、マイスターの氏名等を岐阜県木造建築マイスター認定者名簿(別記様式3)に登録する。

- 2 知事は、マイスターが次の各号に該当する場合には、認定を取り消し、認定証等を返還させるものとする。
  - (1) 認定の有効期間を経過した場合
  - (2) 第3条の規定による条件を満たさなくなった場合
  - (3) 認定者から認定取り消しの申し出があった場合
  - (4) 認定者が死亡した場合
  - (5) 認定者がマイスターとしてふさわしくない行為を行った場合
- 3 認定者名簿の管理は県産材流通課が行うものとする。

(変更の届出)

第8条 マイスターは、認定者名簿に記載された事項に変更があったときは、当該変更があった日から30日以内に、岐阜県木造建築マイスター認定者名簿の記載事項変更届(別記様式4)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の届により認定証等の記載内容に変更が生じた場合は、認定証等を再交付するものとする。

(マイスターの責務)

第9条 マイスターは、次の責務を負うものとする。

- (1) 公平かつ中立の立場で活動すること。
- (2) 活動の中で知り得た秘密等を他に漏らしてはならない。
- (3) 知識向上のため、県が開催する研修会等に積極的に参加すること。

(県の責務)

第10条 県は、マイスターの活動を円滑に進めるため、県民へマイスターの周知を図るとともに、マイスターに対して県産材に関する情報の提供等を行い、資質向上に協力するものとする。

(報告)

第11条 知事は、必要に応じてマイスターに活動状況の報告を求めることができる。

(その他)

第12条 この要領以外に必要な事項がある場合は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年8月31日から施行する。